

YGP(八幡浜元気プロジェクト) 会則

平成 20 年 3 月 29 日制定

平成 22 年 4 月 17 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この団体は、YGP（八幡浜元気プロジェクト）という。

(事務所)

第 2 条 この団体は、主たる事務所を愛媛県八幡浜市向灘 3058 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この団体は、八幡浜を元気にすることを目的とする。

(目標)

第 4 条 この団体は、第 3 条の目的を達成するため、次の目標を掲げる。

- (1) 八幡浜の清掃・美化・リサイクル活動を推進すること
- (2) 既存の祭り（行事）を盛り上げ、新しい祭り（行事）を創造すること
- (3) 高齢者・子ども・障がい者を含め、住民を元気にすること
- (4) 世代間交流の促進をすること
- (5) 街で行われる地域活動（ボランティア活動）を活性化すること
- (6) 中心商店街を活性化させること
- (7) 第 1 次産業（地場産業）を活性化させること

(事業)

第 5 条 この団体は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 清掃・美化・リサイクル事業
- (2) 新・祭り創造事業
- (3) 世代間交流事業
- (4) 地域通貨事業
- (5) 地域活動活性化事業
- (6) 商店街活性化事業
- (7) 地産地消推進事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員
- (2) 活動サポーター
- (3) 寄付サポーター

(入会・登録)

第7条 会員の入会については、別に条件を定める。

2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会届（正会員届・活動サポーター届・寄付サポーター届）により、リーダーに申し込むものとし、リーダーは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 リーダーは、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 寄付サポーターは、総会において別に定める会費（寄付金）を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 届（退会）を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費（寄付金）を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める届（退会）をリーダーに提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この団体に次の役員・監事を置く。

(1) 役員

- ① リーダー 1人
- ② 副リーダー 1人以上
- ③ 総務責任者 1人
- ④ 広報責任者 1人
- ⑤ 会計責任者 1人
- ⑥ レク責任者 1人
- ⑦ 各事業に係る責任者 各1人

(2) 監事 1人以上

(選任等)

第14条 役員及び監事は、総会において選出する。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

3 監事は、活動・寄付サポーターの中から選出する。

(職務)

第15条 リーダーは、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、リーダーがあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 役員は、役員会を構成し、この会則の定め及び役員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 役員の実務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 役員の実務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の実務執行の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の実務執行の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の

残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条 役員又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、リーダーが別に定める。

第5章 総会

（種別）

第 20 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

（1）会則の変更

（2）解散

（3）合併

（4）事業計画及び収支予算並びにその変更

（5）事業報告及び収支決算

（6）役員を選任又は解任、職務及び報酬

（7）会費の額

（8）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（9）事務局の組織及び運営

（10）その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、リーダーが招集する。

2 リーダーは、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付

記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第30条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第31条 役員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) リーダーが必要と認めたとき。
- (2) 役員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 役員会は、リーダーが招集する。

2 リーダーは、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 役員会の議長は、リーダーがこれに当たる。

(議決)

第35条 役員会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各役員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した役員は、役員総数、出席者数については、役員会に出席したものとみなす。

4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この団体の資産は、リーダーが管理し、その方法は、総会の議決を経て、リーダーが別に定める。

(会計の原則)

第39条 この団体の会計は、正規の簿記の原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、リーダーが作成し、総会の議決を経なければいけない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、リーダーは、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第44条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、リーダーが作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第45条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 会則の変更、解散及び合併

（会則の変更）

第47条 この団体が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

（解散）

第48条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- （1）総会の議決
- （2）目的とする事業の成功の不能
- （3）正会員の欠亡
- （4）合併
- （5）破産手続開始の決定

2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第49条 この団体が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、八幡浜市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第10章 雑則

(細則)

第51条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、リーダーがこれを定める。

附則

1 この会則は、この団体の設立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員・監事は、次に掲げる者とする。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) リーダー 1人 | 中根 義貴 |
| (2) 副リーダー 2人以上 | 濱田 規史
市川 和人
鈴木 磨美 |
| (3) 総務責任者 1人 | 濱田 規史 |
| (4) 広報責任者 1人 | 濱田 規史 |
| (5) 会計責任者 1人 | 上田 紗央里 |
| (6) レク責任者 1人 | 菅 清乃 |
| (7) 各事業に係る責任者 各1人 | |
| ① 清掃・美化・リサイクル事業 | 市川 和人 |
| ② 新・祭り創造事業 | 市川 和人 |
| ③ 世代間交流事業 | 鈴木 磨美 |
| ④ 地域通貨事業 | 濱田 規史 |
| ⑤ 地域活動活性化事業 | 濱田 規史 |
| ⑥ 商店街活性化事業 | 市川 和人 |
| ⑦ 地産地消推進事業 | 岡田 善樹 |
| (8) 監事 1人 | 橘井 義浩 |

3 この団体の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から21年3月31日までとする。

4 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、設立の日から21年3月31日までとする。

- 6 この団体の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | |
|-----------|--------|
| 会費（高校生以下） | 200円／月 |
| 会費（その他） | 300円／月 |